情報公開制度と個人情報保護制度

市では、開かれた市政の実現をめざし、市が所有する文書や図画などを公開する「情報公開制度」と、個人情報の取り扱いなどを定めた「個人情報保護制度」を実施しています。この2つの制度の平成21年度の運用状況をお知らせします。

表1 ■請求などの件数、決定内訳

部等名	請求・申し出	決定内訳			
	合計	公開	一部公開	非公開	取り下げ
議会事務局	0	0	0	0	0
総務部	31	19	11	0	1
会計管理者	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
企画部	1	1	0	0	0
市民部	7	1	5	1	0
二丈支所	0	0	0	0	0
志摩支所	0	0	0	0	0
保健環境部	1	1	0	0	0
人権福祉部	1	0	1	0	0
建設都市部	7	0	7	0	0
農林水産部	4	1	3	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
商工観光部	5	1	4	0	0
上下水道部	0	0	0	0	0
教育部	7	1	6	0	0
消防本部	2	1	1	0	0
合計	66	26	38	1	1

※合併前の前原市、二丈町、志摩町、解散前の糸島地区消防厚生施設組合での件数についても、現在の組織に置き換えて算入しています。
※1件の請求で2つの部にまたがる内容が2件あったため、合計件数は本文中の64件より2件多い66件となっています。

情報公開制度

●情報公開の状況

情報公開を実施する行政機関（実施機関）には、市長や議会、教育委員会、選挙管理委員会、消防長などがあります。

平成21年度の情報公開請求などは、全部で64件ありました。これを市の組織別に分類した件数は、表1のとおりとなっています。

請求の主な内容（表2）は「前原インターチェンジ南産業団地整備事業の概要」や「災害時における緊急避難場所の提供に関する協定書」などです。

表2 ■決定内容および主な請求内容（※原文どおり）

決定内容	主な請求内容
公開	前原インターチェンジ南産業団地整備事業の概要
	泊カツラギ団地ブロック積擁壁の被災原因についての指名停止決定書及び決定通知書
	前原市公債費負担適正化計画（平成20年度～21年度）
	福岡県西方沖地震災害に係る義援金の配分について（お知らせ）
	各市内小中学校の水道使用量及び料金（直近5ヶ年各期毎）
	大入漁港プレジャーボート管理委託契約書（平成21年度分）
一部公開	災害時における緊急避難場所の提供に関する協定書
	平成21年度固定資産税土地評価実施要綱（事務取扱要領）
	地区計画（板持若宮地区）に係る促進協議会の会議録、資料、申請書
	白糸地獄地区残土処分場へ通じる林道の使用不許可を要望する陳情書
	教育委員会の会議録（平成19～20年度）
	平成12年度怡土小校庭遺跡第3次調査に伴う支出命令書および日報
非公開	○○○○氏の現住所

個人情報保護制度

市では、個人情報を取り扱う業務を始めたり、変更したりする場合、その内容を「個人情報業務登録票」に登録し、管理しています。平成22年3月31日現在の登録件数は表4のとおりです。

また、誰でも市が保管している自分に関する個人情報の開示や訂正、削除の請求をすることができます。

●個人情報の開示等請求の状況

平成21年度の個人情報の開示等請求は18件ありました。その内訳は、開示が11件、一部開示が2件、不開示が4件、取り下げが1件でした。

●異議申し立てと審査

個人情報開示の可否決定に不服があるとき、請求者は実施機関に異議申し立てをすることができます。

その場合、実施機関は「個人情報保護審査会」に審査を求め、その意見を尊重して再度決定します。

また、個人情報保護審議会は個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関から意見を求められた内容を調査、審議します。

表4 ■個人情報業務登録状況

	部等名	業務登録件数
平成22年3月31日現在	議会事務局	6
	総務部	41
	会計管理者	4
	監査委員	4
	企画部	20
	市民部	18
	二丈支所	35
	志摩支所	35
	保健環境部	71
	人権福祉部	78
	建設都市部	36
	農林水産部	30
	農業委員会	6
	商工観光部	8
	上下水道部	19
	教育部	55
	消防本部	31
合計		497

問い合わせ
糸島市情報政策課
☎（332）2063

市民の個人情報が集積するコンピュータルーム

●情報公開を請求できる人

情報公開の請求は、個人、法人を問わず、誰でも行うことができます。

●非公開となる場合

市が保有する情報は、公開が原則となっています。

しかし、個人のプライバシーや公共の利益を守るため、一部公開または非公開となることがあります。公開しない情報は、条例で定められています（表3）。

●異議の申し立て

情報公開の決定に不服があるときは、請求者は実施機関に異議の申し立てをすることができます。

異議申し立てがあった場合、実施機関は「情報公開審査会」に審査を求め、その意見を尊重し、再度決定を行います。

また、情報公開審査会は、情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関から意見を求められた内容を調査、審議します。

表3 ■非公開としている理由の適用例

条例第9条の各号	適用例
第1号（法令秘情報）	印鑑登録原票、課税台帳など
第2号（個人に関する情報）	住所、氏名、生年月日など
第3号（法人に関する情報）	口座番号、印影、従業員名、生産・技術上の情報など
第4号（意思決定過程情報）	非公開の審議会会議録、発言委員名など
第5号（行政運営情報）	監査・検査計画、試験問題など
第6号（任意提供情報）	非公開の意識調査・実態調査など
第7号（生命などの保護情報）	住居・施設図面、犯罪関係情報、警備記録など
第8号（社会的差別情報）	差別事件の情報など
第9号（議会の議員個人情報）	議員個人として行う調査、活動情報など